

令和4年度大正区エリア価値の向上のための地域活性化（その2）業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和4年度大正区エリア価値の向上のための地域活性化（その2）業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

全国的な人口減少傾向にある中、大正区の人口についても同様に減少傾向を継続しており、大阪市24区の比較においては最も人口及び世帯数が少ない区（62,083人 / 29,859世帯：令和2年国勢調査結果）となっている。また、人口と同様に、大正区内の事業所数についても減少傾向が継続しており、大阪市24区中23番目に少ない区となっている状況である。

人口や事業所の減少により、更なる地域の担い手不足や空き家の増加が懸念され、まちの「チカラ（※1）」の低下につながると考えられる。このまちのチカラの低下を防ぐため、今後、大正区が注目を集め、様々な人が地域に関わりたくなるように大正区のエリア価値を向上させ、賑わいと魅力のある「持続可能なまち」としていく必要がある。

このため、大正区で定期的な賑わいを創出する千島公園及び周辺一帯（※2）を活用した、飲食や物販等を営む店舗が集まり販売を行うマルシェ（以下、「マルシェ」という。）を開催（※3）し、また、利活用が見込まれる空家を巡り、利活用の促進を図る「空家まち歩き」を実施することとし、

○大正区民が、大正区の新しい魅力を発見し、まちの『いままで』と『これから』に興味を持ち、大正区での暮らしに魅力を感じてもらう

○千島公園及び周辺一帯を活かしつつ、流行りに敏感で情報発信に長けている層をメインターゲットとして楽しんでいただく

○渡船や水辺をはじめとした大正区ならではの魅力スポットとともに、既にリノベーションされた元は空家であった物件や、今後リノベーションすることで利活用が見込まれる空家を巡り、大正区での出店、居住を促す

これらのことを通じて、人々の注目を集めるとともに、大正区の魅力を広く知ってもらい、また、本事業実施エリアにおける集客力のポテンシャル等を測ることを目的とする。

なお、本事業は社会実験として大正区エリアの定期的な賑わいの創出をめざすことから、1年間（令和4年10月から令和5年9月まで、月1回、計12回）を実施期間として予定しているが、令和5年4月1日以降の業務委託契約については、大正区役所契約事務審査会での承認及び令和5年度大阪市予算の成立が前提となるため、本公募での契約期間は契約後から令和5年3月31日（金）までとなる。

※1 人口や事業所数、関係人口、商業年間販売額、相続税路線価、空家率など

※2 千島公園を中心とした徒歩10分（約800メートル）圏内

※3 特に千島公園内で設置するマルシェ等の場所や日時については、別途大正区役所を通じて施設の管理者と調整すること。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙1『令和4年度 大正区エリア価値の向上のための地域活性化（その2）業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 契約上限額

金5,379千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

※令和5年度業務委託（令和5年4月から10月まで）の契約締結については、大正区役所契約事務審査会での承認を経て令和5年度大阪市予算の成立以降に行う。

(5) 履行場所

- ・マルシェ 千島公園及び周辺一帯
※ただし、千島体育館及び千島グラウンドは対象外
- ・空家まち歩き 大正区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費のうち、契約金額は仕様書「5 業務内容」(2)ウ②のとおりであり、それ以外で必要となる経費は、チケット収入や出店料、協賛金などで賄うこととし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。また、チケット販売の不振等に対して、委託料の増額は行わない。

（注）コロナ感染症の影響による本業務の中止等（中止のほか、延期・縮小開催等を含む。以下同じ。）については、今後の感染拡大状況や社会情勢等を踏まえ判断することとする。仮に中止等となった場合は、既に本業務を履行するにあたって生じた経費や中止に伴い必要となった経費について、別途協議をし、契約期間もしくは委託料を変更する。

ただし、当該協議によっても、仕様書「5 業務内容」(2)ウ②記載の負担費目以外の経費を発注者が負担することはなく、契約変更額の上限は契約金額である。また、発注者は、コロナ感染症の影響による当該マルシェ及び空家まち歩きの中止等については、業務委託契約書第26条第2項後段の規定にかかわらず、受注者に対し、損害賠償責任を負わない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は企画提案書をもとに、発注者と協議のうえ決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(5) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(6) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員

- の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和4年8月5日	(金)
実施説明会	令和4年8月17日	(水)
質問受付期限	令和4年8月23日	(火)
質問に対する回答	令和4年8月26日	(金) (予定)
参加申請関係書類の提出期限	令和4年8月29日	(月)
参加資格審査結果通知	令和4年8月31日	(水) (予定)
企画提案書類の提出期限	令和4年9月6日	(火)
プレゼンテーション審査	令和4年9月13日	(火)
選定結果通知	令和4年9月20日	(火) (予定)
契約締結・事業開始	令和4年9月下旬	
事業完了	令和5年3月31日	(金)

6 応募手続きに関する事項

(1) 実施説明会参加申込手続き

- ① 受付期間 令和4年8月12日(金) 午後5時30分まで
- ② 提出方法 「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」(様式1)を
電子メール(th0002@city.osaka.lg.jp)で提出すること

※電話、郵送、FAXによる受付は行わない。

※メール件名は「公募型プロポーザル実施説明会参加申込」とすること

(2) 実施説明会

プロポーザル実施に先立ち、業務及び企画提案内容の詳細について説明するため、「公募型プロポーザル実施説明会」を次のとおり開催する。なお、説明会に参加しなくても、本プロポーザル選定会議への申し込み及び参加は可能とする。

- ① 開催日時 令和4年8月17日(水) 10時30分(受付:10時15分)
- ② 開催場所 大阪市大正区役所 4階 401会議室

(3) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和4年8月5日(金)から令和4年8月23日(火)17時30分まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式1)を下記9の提出先まで提出すること。持参、Eメール、FAXによる提出を可とするが、Eメール、FAX送付後は必ず電話で受信の確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問:令和4年度 大正区エリア価値の向上

のための地域活性化（その2）業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。また、施設管理者に対して直接質問をしないこと。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和4年8月26日（金）（予定）に大正区ホームページに掲載する。

（4）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

（イ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（ウ）使用印鑑届（様式5）

（エ）印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

（オ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

（カ）履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（キ）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要

（ク）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（ケ）直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（エ）～（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

（イ）共同事業体届出書兼委任状（様式3）

（ウ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（エ）使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ

（オ）印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

（カ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

（キ）履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（ク）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※（ウ）及び（カ）～（コ）は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（エ）～（コ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和4年8月29日（月）17時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和4年8月31日（水）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(5) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A 4判30ページまでで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

A 事業目的と概要を踏まえた本業務に対する考え方、実施方針

B 本業務の実施方法、手法等

① マルシェ及び空家まち歩きにおけるプログラムの企画・実施

仕様書「5 業務内容」（2）、（3）を踏まえ、具体的なプログラムを提案すること。特に、下記の要点を明確にすること。

(i) 共通事項

大正区内を回遊する仕掛けや工夫

(ii) 各エリア等

	エリア等	要点
ア	千島公園 ※ただし、千島体育館及び千島グラウンドは対象外	プログラムのタイトル、利用するエリア（※4）、内容（千島公園イベント広場くさっパひろっパを利用するなど公園全体を活用すること）、開催日時、集客の見込み等
イ	空家まち歩き	プログラムのタイトル、内容（空家の件数やルートなど）、開催日時、集客の見込み等
ウ	その他 千島公園周辺施設等（実施する場合）	プログラムのタイトル、内容（テーマやジャンル設定）、開催日時、集客の見込み等

※4 利用するエリアについては、公園管理者の許可が必要です。

(iii) 成果指標

各エリアにおける集客数など、マルシェ及び空家まち歩き開催の成果を図る適切な指標の設定

② 広報に関する業務

仕様書「5 業務内容」（4）を踏まえ、具体的な広報に係る各種業務や活動内容について提案すること。特に、統一コンセプト、キービジュアル（イメージ）、活用する広報媒体・手法、各媒体の発信時期・頻度・概要など、戦略的な広報・プロモーション計画を提案すること。

③ 本業務にかかる実施体制

仕様書「5 業務内容」（3）を踏まえ、本業務に係る実施体制を提案すること。

- (i) 企画するプログラムに応じたテント、照明、音響等必要な設備の設置・運営体制や、運営に必要な資材、運営スタッフ等の準備計画。
- (ii) 救護所の設置など、急病人、負傷者等発生時の緊急連絡体制。
- (iii) 来場者の安全を最優先とした、各プログラムの運営に支障がないスタッフの配置計画、及び各会場における適切かつ安全な来場者の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要なスタッフの配置計画、並びに警察、消防等官公庁との連携・協力体制。

(ウ) 業務実績調書（様式7）自治体での実績以外（民間での実施）を含む

※ただし、実績がない場合は提出不要。

(エ) 提案見積及び積算根拠（様式8）

提案金額の積算根拠（詳細）及び事業全体の収支について提案すること。なお、本市委託料（契約上限額）は仕様書「5 業務内容」（2）ウ②に示す費目を予定して積算していることから、それを踏まえて、提案金額及び事業全体の収支を積算すること。

イ 提出部数

正本（上記6（5）ア（ア）～（エ））：1部（記名したもの）

副本（上記6（5）ア（ア）～（エ））：7部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記（4）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和4年9月6日（火）17時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、専門的知識・経験を有する者から意見を徴する選定会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、選定会議のメンバーについては、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和4年9月13日（火）

※詳細は、上記6（4）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所5階 502会議室

ウ 内容・方法等

・上記6（5）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

・1者あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

・実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		配点	標準点	
1. 技術点				
ア	事業目的への理解と企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を理解したうえで企画を行うことはできるか ・事業目的を達成しうる技術力や知識はあるか (大正区を中心とした大阪市内からの集客を期待できる話題性・訴求力、新たな概念や価値観に基づく取り組みなど)	20点	12点
イ	マルシェ・空家まち歩きにおけるプログラムの企画・実施	提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・千島公園及びその周辺一帯の特性を活かせる内容となっているか ・大正区の魅力を広く市民へ伝えられる内容となっているか (大正区内の店舗の出店、大正区の魅力を掲載した地図等の制作 ほか) ・大正区内の経済を活性化させられる内容となっているか (大正区内事業者の積極的な活用、連携ほか) ・大正区内の回遊性を高められる内容となっているか ・本市施策への協力は、具体的かつ効果的な内容となっているか 	30点	20点
		実現性 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は実現可能で、具体性があるか ・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か ・集客見込みは妥当か 	15点	9点
ウ	広報・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・大正区を中心とした大阪市内に発信するのに相応しいコンセプトとなっているか ・集客効果を高めるようなインパクトはあるか ・計画は、実現可能で効果が期待できる内容となっているか 	15点	9点
エ	実施運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか ・事業実施に必要な実行力 (実績やノウハウ等) はあるか ・民間、地域、ボランティア等と連携した体制があるか 	10点	6点
オ	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策や連絡体制、事故・ケガへの対策・対応などは適切か ・新型コロナウイルス感染症への対策・対応は適切か 	5点	2点
2. 価格点				
カ	価格点	価格点 ・ 本市委託料相当分の経費の積算は妥当か	5点	2点
合計 (メンバー一人あたり)			100点	60点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全メンバーの合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全メンバーの合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

① 技術点のうち、「ア 事業目的への理解と企画力」、「イ マルシェ及び空家まち歩きにおけるプログラムの企画・実施」の合計点が高い者を受注予定者とする。

② 上記①の合計点と同じ場合は、技術点のうち、「ウ 広報・プロモーション」、「エ 実施運営体制」、「オ 安全管理」の合計点が高い者を受注予定者とする。

③ 上記②における得点と同じ場合は、選定会議メンバーから意見を聞き、順位を決定する。

ウ 審査項目のうち、ひとつでも標準点に満たない項目がある場合は、受託候補者として選定しない。

エ 評価点の減点について、提案書の総ページ数（サンプル等の参考資料含む）が30ページを超えた場合は、評価点から5点を減点する。また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

（ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

（イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

コ 提案見積書に記載の額が、上記2（3）の契約上限額を超えているもの。

（4）選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和4年9月20日（火）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、大正区ホームページに掲載する。

8 その他

（1）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（2）採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づ

き、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) すべての提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、審査・受注者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。

(6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

(7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市大正区役所地域協働課（地域協働グループ）

住所：〒551 - 8501

大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所 4階40番窓口

電話：06-4394-9942

F A X：06-4394-9989

Eメール：th0002@city.osaka.lg.jp

受付については、9時から17時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分から13時までを除く。